

知られざる津軽の指導者笹森要蔵の思想と行動

Youzoo SASAMORI's A Thought and Action

野 口 伐 名

Isaaki Noguchi

問題の所在

笹森要蔵は、明治十三（一八八〇）年の津軽における国会開設運動の熱心な推進メンバーの一人であったにも拘らず、本多庸一や今宗蔵、更には陸実や伊東重などに比較して今日なお津軽弘前の知られざる指導者である。

この津軽の知られざる指導者である笹森要蔵の思想と行動については、明治四十（一九〇七）年一月十四日、惜しまれて逝去するまでの六十四年の長きに亘るその生涯を辿りながら、時系列的に挙げると、次の五つの小論によって具体的に考察を試みている。

1. 津軽の国会開設運動 - 知られざる指導者笹森要蔵の生涯とその行動 - (弘前学院大学総合文化研究所『地域学』六卷二〇〇八年四月十五日)
2. 津軽の知られざる指導者笹森要蔵の思想と行動 - 青森県初めての県会議員と第三大区五小区戸長第十学区取締兼勤の活動を中心に - (弘前学院大学総合文化研究所『地域学』七卷二〇〇九年四月二十四日)
3. 明治十五（一八八二）年の米麦及山林競進会取調委員・第三回繭生糸品評会委員笹森要蔵の活動と青森県令山田秀典の殖産興業・士族授産の勸業施策 (弘前学院大学総合文化研究所『地域学』八卷二〇一〇年四月三十日)
4. 津軽の知られざる指導者笹森要蔵の青森県中津軽郡町村聯合会議員及び議長としての活動Ⅰ (弘前学院大学総合文化研究所『地域学』九卷二〇一一年五月十八日)
5. 津軽の知られざる指導者笹森要蔵の青森県中津軽郡町村聯合会議員及び議長としての活動Ⅱ (弘前学院大学総合文化研究所『地域学』十卷二〇一二年六月十一日)

従って、本稿は、『地域学十卷』の「津軽の知られざる指導者笹森要蔵の青森県中津軽郡町村聯合会議員及び議長としての活動Ⅱ」の続稿である。前稿においては、笹森要蔵の「津軽の知られざる指導者笹森要蔵の青森県中津軽郡町村聯合会議員及び議長としての活動（Ⅱ）」について、次のように、課題設定して具体的に考察を加えている。

はじめに 問題の所在

第一章 公立人馬継立^{つぎたて}所の設置

- (1) 中津軽郡内の「適宜^かノ个所へ更ニ公立人馬継立^{つぎたて}所」の設置
- (2) 「其^{つぎたて}駅村中ヨリ取扱人ヲ撰挙為致」こと、- 公立人馬継立^{つぎたて}所取扱人の公撰
- (3) 「継立^{つぎたて}」の「実地至当ノ賃錢」規則の議定
- (4) 町村聯合会の「人馬寡小^{つぎたて}」公立人馬継立^{つぎたて}所の維持の救済

第二章 鶴ヶ坂・七段坂の開鑿工事

笹森要蔵は、その六十四年の長きに亘る生涯を、文字通り、津軽における指導者として、弘前のひいては青森県内の「士族層の経済的精神的零落」の救済と「士族授産」の実現をめざすことに全力を注いでいる。弘前藩士は、明治維新の「廃藩置県、秩禄処分などで失職・困窮」していたからである。

これら笹森要蔵の弘前のひいては青森県内の「士族層の経済的精神的零落」の救済と「士族授産」の

実現とその思想と行動について、より具体的に、今ここでは時系列的に示すと、次のようになっている。

明治七（一八七四）年七月十九日 青森県吏員第三大区五小区戸長として「新しい世を切りひらく力」となる。

明治九（一八七六）年六月十九日 第十五学区取締兼勤する。

明治十一（一八七八）年四月五日 第十五中学区かめのこう亀甲小学校一等学校係兼学田掛を命ぜられる。

明治十一（一八七八）年十月五日 第三大区弘前町副戸長を命ぜられる。

明治十二（一八七九）年四月八日 中津軽郡町村聯合会議員に当選する。

明治十二（一八七九）年四月二十日 中津軽郡町村聯合会の「議長二当撰」に当選する。

明治十三（一八八〇）年 津軽における熱心な国会開設建白書運動の推進の指導者

明治十三（一八八〇）年二月七日 国会開設東奥義塾会集において、国会開設東奥義塾会集議長として「議長の特見マを以て本多庸一こん今宗蔵の二氏」を書紀に選出する。

明治十三（一八八〇）年三月一日 青森県九等属に任ぜられ、第二課飲業科担当を命ぜられる。

明治十三（一八八〇）年三月二十七日 青森県津軽五郡聯合会議員に当選すると共に、「本会ノ議長」に当選する。なお同日、国会開設東奥義塾会集議長笹森要蔵の賛同の下に起草された「国会設立につき県同胞への檄文」及び「四十余万同胞兄弟二告ク」は、「多くの人の共感を得、三〇〇〇に上る同志を獲得し」て、青森寺町蓮華寺において県内各地区の代表が、国会開設請願の協議会を開いている。

明治十三（一八八〇）年四月二十四日 飲業課工商掛を命ぜられる。

明治十三（一八八〇）年七月十日 第二回内国飲業博覧会取調委員を命ぜられる。

明治十三（一八八〇）年十月二十五日 飲業課農務係兼工商掛を命ぜられる。

明治十四（一八八一）年二月二十五日 県会掛を命ぜられる。

明治十四（一八八一）年五月二十一日 青森県八等属命ぜられる。

このように笹森要蔵の青森県吏員としての明治七（一八七四）年七月十九日の「新しい世を切りひらく力」となる青森県吏員第三大区五小区戸長の活動から、「県会掛を命ぜられる」明治十四（一八八一）年二月二十五日までの青森県吏としての活動は、明治七（一八七四）年の第三大区かめのこう五小区戸長、明治九（一八七六）年の第十五学区取締の兼勤、明治十一（一八七八）年の第十五中学区亀甲小学校一等学校係兼学田掛（任四月五日）及び第三大区弘前町副戸長（任十月五日）、そして明治十二（一八七九）年の中津軽郡町村聯合会議員（任四月八日）・議長（任四月二十日）、また明治十三（一八八〇）年には、青森県津軽五郡聯合会議員に当選すると共に、「本会ノ議長」に当選、東奥義塾関係者を中心とする国会開設建白書運動の指導者、青森県津軽五郡聯合会議員・議長、飲業課工商掛、第二回内国飲業博覧会取調委員、飲業課農務係兼工商掛、更に明治十四（一八八一）年は県会掛、などまさに、文字通り、「新しい世を切りひらく力」となって津軽の指導者としての七面六臂の活動である。

笹森要蔵の明治十五（一八八二）年の津軽の指導者としての思想と行動については、先に触れたように、弘前学院大学総合文化研究所『地域学』八巻（二〇一〇年四月三十日）において、「明治十五（一八八二）年の米麦及山林競進会取調委員・第三回繭生糸品評会委員笹森要蔵の活動と青森県令山田秀典の殖産興業・士族授産の勸業施策」の研究課題の下に報告している。そこでは、青森県吏員笹森要蔵の、第一に米麦及山林競進会取調委員としての活躍、第二に第三回繭生糸品評会委員としての活躍、第三に麦及山林競進会の取調べの問題などの三つの問題を課題設定して時系列的に考察を試みている。

明治十五（一八八二）年の笹森要蔵の履歴は、「父上様御履歴」によれば、次のようになっている。

明治十五（一八八二）年一月十日 米麦及山林競進会取調委員

同 年一月十五日 県会掛命セラル

同 年七月二十七日 第三回繭生糸品評会委員被命

同 年十二月七日 歓業課地理掛兼勤命セラル

このように笹森要蔵は、明治十五(一八八二)年一月十日に米麦及山林競進会取調委員を命ぜられると、すぐさま同十五(一八八二)年一月十日に県会掛を、そして同十五(一八八二)年七月二十七日には第三回繭生糸品評会委員、更に同十五(一八八二)年十二月七日には歓業課地理掛兼勤を命ぜられている。

明治十六(一八八三)年以後の笹森要蔵の津軽における指導者としての思想と行動は、「父上様御履歴」によれば、次のようになっている。

父上様御履歴

明治十六(一八八三)年一月九日 県会掛命セラル
 同年七月十日 依頼本官ヲ免セラル
 同年同月同日 満三年以上勤続ニ付金三十円下賜セラル
 同年十月六日 中津軽郡町村聯合会議員ニ当撰
 同年十一月十一日 中津軽郡亀甲学区学務委員命セラル
 同十七(一八八四)年五月二十六日 任青森県中津軽郡書記十五等相当
 同年同月二十七日 産業係長命セラル
 同年十二月四日 依願免官
 同十九(一八八四)年九月十一日 青森県弘前第五十九国立銀行取締役ニ当撰
 同廿(一八八五)年一月五日 取締役満期退任
 同廿六(一八八六)年 弘前市第四区議員ニ当撰
 同廿七(一八八七)年一月十日 本会議長ニ当撰爾来現時ニ至リ区会議長ノ職ニアリ

この「父上様御履歴」は、笹森要蔵の五男笹森佐吉郎が残したものである。なお笹森要蔵の家族に関しては、笹森要蔵が、明治二十六(一八九三)年五十歳の時に青森県の罫紙に書かれた筆者不祥の「家族生年調」がある。

そこで本稿においては、笹森要蔵の明治十六(一八八三)年以後の津軽における指導者としての思想と行動について、中津軽郡亀甲学区学務委員としての活動、青森県弘前第五十九国立銀行取締役としての活動、弘前市第四区議員・「議長ノ職」としての活動などの三つの課題を設定して具体的実証的に考察を試みることにしたい。

なお笹森要蔵の津軽藩士としての活躍については、弘前学院大学総合文化研究所『地域学』六巻(二〇〇八年四月十五日)所収の拙稿「津軽の国会開設運動－知られざる指導者笹森要蔵の生涯とその行動－」を是非参照して欲しい。

一 中津軽郡亀甲学区学務委員としての活動

笹森要蔵は、父上様御履歴によれば、明治十六(一八八三)年十一月十一日 中津軽郡亀甲学区学務委員に任命されている。

「同年十一月十一日中津軽郡亀甲学区学務委員命セラル(父上様御履歴)」。

『弘前市教育史上巻』によれば、「学区は学校設置ならびにその学校の管理維持に当たるが、その費用はすべて学区民の拠出するところとなる」⁽¹⁾ものである。学務委員は、明治十二(一八七九)年九月二十九日、「教育令の実施によって、これまでの学校掛が廃止され、学務委員が置かれることになった」⁽²⁾のである。学務委員の資格は、「学務委員選挙法」によって、「選挙権も、被選挙権も、二十歳以上の男子で、その町村に本籍があって、現に居住しているものであれば、身代限りの処分を受けたり、官吏でなければ、だれにでも与えられ」⁽²⁾ことになっている。「任期は二年であるが、事情やむを得ない場合のほか、口実を設けて辞表を出すことを許さなかった」⁽²⁾のである。

そして「学務委員は町村に一名だから、戸長(当時の町村長の役目)なみの地位で、町村会議員より

高く、地方の名望家が多かった（傍点筆者）」のである。笹森要蔵は、まさに地方の名望家として、町村会議員より高い戸長なみの地位の学区学務委員に任命されたのである。

笹森要蔵が、明治十六（一八八三）年十一月十一日、学務委員として選出された亀甲学区は、「明治十七年の学区改正以前」の「第四学区（亀甲学区）」⁽³⁾である。その「第四学区は、明治十七年の学区改正以前、亀甲小学校学区（笹森町、長坂町、蔵主町、大浦町、田町、田茂木町、禰宜町、若党町、小人町、春日町、馬喰町、亀甲町の十二カ町）と盈進小学校学区（親方町、百石町、百石町小路、一番町、東長町、元寺町、鉄砲町、上鞆師町、下鞆師町、元寺町小路、下白銀町の十一カ町）に分かれていた」⁽³⁾のである。ちなみに明治十七（一八八四）年の学区改正後の「亀甲学区」の学区内町村名は、「親方町、百石町、百石町小路、一番町、東長町、元寺町、鉄砲町、○上鞆師町、下鞆師町、元寺町小路、下白銀町、笹森町、長坂町、蔵主町、大浦町、田町、田茂木町、禰宜町、若党町、小人町、春日町、馬喰町、○亀甲町」⁽⁴⁾である。なお「○上鞆師町」は盈進小学校、「○亀甲町」は亀甲小学校の「所在ノ地」である。ところで、弘前の学務委員数については、「弘前は郡区町村編成法により、二十四の管轄区域に、一名宛の戸長が選任されていたが、学務委員も同数で、合計二十四人が選任された」⁽²⁾のである。「なお学務委員の月給は七拾五銭であった」⁽⁵⁾と言う。

それでは、弘前の、正しくは、中津軽郡亀甲学区学務委員としての笹森要蔵の活動は、具体的にはどのようなものであったのであろうか。青森県は、明治十三（一八八〇）年五月十三日、「『学務心得』を通達して、学務委員の管掌する事項を明確にし」ているが、「それによると、学務委員のなすべき仕事は、就学に関する一切、学校設置および廃止に関すること、学校予算に関する一切、教則の編成、校則の制定、教員に関する一切、学校建築に関すること、学齢簿の整備、学事年報の調査ならび作成など、広範多岐にわたっている」⁽⁶⁾。

このように学務委員の管掌する事項は、就学、学校の設置及び廃止、学校予算、教則の編成、校則の制定、教員、学校建築、学齢簿、学事年報など広範多岐に亘り、しかも学校教育の管理運営に関する最も重要な教育事項となっている。従って、「はじめ、学務委員を一種の名誉職と心得ていた土地の名望家たちは、さて学務委員に就任してみると、その仕事の煩瑣なことに驚いて、辞職するものが続出した」⁽⁷⁾と言うが、「しかし、学務委員は選挙で任命されているだけに、これまでの学区取締や学校掛と違って、民意に心を用い、また教員のよき相談相手となっ」ていたし、「ことに弘前は学務委員に人を得て、教育の進歩向上に大いに力を尽したのである」⁽⁷⁾。

これまでの学区取締は、「一言にしていうと、今日の地方教育委員会教育長のような職務を持つものである」⁽⁸⁾。この学区取締とその職務について、「学制第八章」に、次のように規定している。

「一中区内学区取締十名乃至十二三名ヲ置キ一名ニ小学区二十或ハ三十ヲ分チ持タシムベシ、此学区取締ハ専ラ区内人民ヲ勧誘シテ務テ学ニ就カシメ且学校ヲ設立シ或ハ学校ヲ保護スベキ事或ハ其費用ノ使用ヲ計ル等一切其受持所ノ学務ニ関スル事ヲ担任シ又一中区内ニ関スル事ハ互ニ相論議シ専ラ便宜ヲ計リ区内ノ学事ヲ進歩セシメン事ヲ務ムベシ」⁽⁸⁾

ここに明らかなように、「学区取締は教育行政に大きな力を持ち官庁から命令、学校から官庁への伺い、届けなどすべて（学区）取締を経由して行われ、就学勧誘から学校新築、学校会計の監査、あるいは学校経営面にまでタッチするなど、大いに権力をふるった」⁽⁹⁾のである。この「学区取締は弘前、中津軽郡、西津軽郡を包含する第三中学区内に、十名ないし十二、三名あり、弘前の最初の学区取締は成田五十穂、相馬三郎である」⁽⁹⁾。この「弘前最初の学区取締の成田五十穂（明治六年）、相馬三郎（明治七年一月より）は、弘前士族であるが、教育に対する関心、熱意ともに、県内でも抜きんでいた」⁽¹⁰⁾人物である。

学区取締は、青森県庁弘前支庁管轄下の弘前の「区役所の吏員であ」⁽⁹⁾って、「和徳小学校沿革史に『取締ナルモノノ権理知ルベキナリ』と誌されているが、その権力が想像され」⁽⁹⁾るものである。和徳小学は、「教員のうちの一人を事務係と兼務させ、学区取締の命令を受けさせ」⁽⁸⁾ている。その教員の「学校事務としては、授業料の徴収、物品の管理、教員の俸給受け渡し、物品の購入等が主な仕事であつた」⁽⁸⁾

が、「当時は学校会計予算はなく、定額費用の他は、厘銭の小さな支払いに至るまで、いちいち学区取締の許可を受けなければならなかった」⁽⁸⁾のである。明治七（一八七四）年の和徳小学においては、「授業用の白墨一箱買うのにも、学区取締に伺いをたてている……このような小額の金でも、学校の自由にならなかったものである」⁽⁸⁾。

学校掛は、明治十（一八七七）年三月、青森県が児童の就学督促のために設置した官職である。『弘前市教育史上巻』によれば、「明治十年当時、本県の就学児童は学齢児童数の五分之一に過ぎなかった」し、「県内随一の就学率を誇る弘前でさえ就学児童の数は学齢児童数の三分の一であったから」⁽¹¹⁾である。この「学校掛は明治十年三月から各小学に一齐に配置され」⁽¹²⁾ている。「学校掛のおもてむきの役目は、学校事務を専門に扱うことになっていたが、そのじつ、学区内の家庭を巡回して、就学督促に当たるのがその本務であった」⁽¹²⁾のである。この学校掛の配置については、「和徳小学校沿革史明治十年三月の項に『始メテ本校ニ学校掛四名ヲ置キ専ラ学事ノ諸務ニ当ル、近藤栄三郎、成田章一、工藤元一、工藤元太郎ノ四名ソレナリ』とあり、朝陽小学校沿革史明治十年の項にも『此頃ノ学校掛ハ成田捨蔵、小田貞雄兩名ナリ』と見えている」⁽¹²⁾。

しかしながら、「こうして、最初は就学児童増加に効果のあった学校掛の設置も、一年足らずの間に逆効果（学校掛による強引な就学督促は、一見効果をあげたように見えたが、民衆の不平不満は日増しに高まり、ついには不穏な動き）を来すようになり、明治十二年に至って廃止されたのである」⁽¹³⁾。

ところで明治十六（一八八三）年十一月十一日に「中津軽郡亀甲学区学務委員命セラ」た笹森要蔵は、明治十七（一八八四）年五月二十六日には、「青森県中津軽郡書記十五等相当」に任ぜられている。「同十七年五月二十六日 任青森県中津軽郡書記十五等相当（父上様御履歴）」。それ故に笹森要蔵の中津軽郡亀甲学区学務委員としての教育行政活動は、僅かに六カ月強に過ぎない。

このごく僅かな半年強の中津軽郡亀甲学区学務委員として笹森要蔵は、大いに、どのような「町村ノ学事上ニ影響ヲ及ス」「学事上進ノ路」について尽力したのであろうか。なおこの学務委員の「学事上進ノ路」なる言葉は、次の青森県の明治十六（一八八三）年十月二日の学務委員の辞職に関して言及した「学務委員の職務遂行について論達」に由来している。

「軌^{こう}近^{てつ}動^{かく}モスレバ^の職務ヲ辞^{かく}更迭^の常ナシ^{ごと}如^{とき}斯^き時^きハ^に町村ノ学事上ニ影響ヲ及スモノ^も実ニ鮮^す少^くナラズ^も随テ学事上進ノ路ヲ塞^{そく}碍^{がい}スルノ憂^{うれ}有^り之ニ付^こ今^こ今^れハ^に其ノ進退ヲ慎^{しん}ミ一層^{いっ}奮^{ふん}勵^り無^く奉^{ほう}職^じ…（傍点筆者）」⁽⁷⁾

この「学事上進ノ路」について笹森要蔵が、学務委員として大きく尽力したのは、恐らくは、賀表の捧呈、『幼学綱要』の配布、「職員勤仕録」の設置、作文教育のあり方、時敏小学校の創設などの教育行政活動である。

第一は、賀表の捧呈の問題である。青森県は、明治十六（一八八三）年九月に、「賀表」の捧呈について、次のように通達を出している。

「戸長及学校長教員准官等被相定候ニ付キテハ新年、紀元、天長節の際、県庁へ賀表捧呈可致旨被致候処、学校委員ノ儀ハ従前之通り郡役所へ参賀可致ハ勿論ニ候条、為以後此旨相違候事」⁽¹⁴⁾

ここに明らかなように、青森県は、「戸長をはじめ学校長、教員ならびにそれに次ぐ学校奉職者は、新年祝賀式、紀元節、天長節には県庁まで必ず賀表を捧呈すべし、また学務委員はこれまで通り郡役所まで参賀すべしという」「通達」を出している。

『弘前市教育史上巻』に学べば、「賀表というのは、定められた用紙に定められた形式で、毛筆の細字をもって認められ、県庁を経由して宮中へ届けられるもので、いわば天皇におめでとうと祝意を表するための書きものである」⁽¹⁵⁾。

この賀表の捧呈の青森県通達について、『弘前市教育史上巻』は、明治日本における「天皇制教育確立のための一布石として、きわめて重要な意味をもっている」⁽¹⁴⁾と指摘している。何故なら、笹森要蔵が、天皇制教育の確立を意識していたか、はともかくとして、特に「学校教員の賀表捧呈の慣例は明治十六年九月から昭和二十年八月の日本敗戦まで続けられ…、これは天皇と教育を直結させるに大いに役立つ

た」⁽¹⁵⁾からである。「三大節（昭和三年から明治節が加わり四大節となる）のたびに、小学校教員は賀表捧呈によって、自分の身分は天皇に従う文武百官のはしくれであることを改めて認識し、「また賀表が地方官宛に捧呈されることから、教員は地方官に隷属する自分の立場をみずから是認するようになったのである」⁽¹⁵⁾。

第二は、『幼学綱要』の配布の問題である。「弘前市教育史上巻」によれば、「朝陽ならび和徳小学校沿革史明治十七年二月の項に『五日、文部省ヨリ幼学綱要配与アリタリ』と書かれている」⁽¹⁶⁾ことから、笹森要蔵が、中津軽郡亀甲学区学務委員として、『幼学綱要』の配布に従事していることは確かなことであろう。

『幼学綱要』は、「明治天皇侍講で『教学聖旨』を執筆したといわれる元田永孚が編集したもので、教学聖旨に基づいて仁義忠孝を中心とする道徳を徳目によってまとめたもので、古典からの引用と中国や日本の例話を集めていて、その徳目は孝行、忠節、和順、友愛、信義など二十からなり、天皇中心の修身教科書である」⁽¹⁵⁾。

ここに言う教学聖旨は、いちめい教学大旨とも言われ、原文書は「聖旨教学大旨」である。教学大旨は、「一八七九年（明治一二）元田永孚が起草し、明治天皇の名で政府要人に示された教学の意見書。文明開化教育を批判し、自由民権運動の高揚に対し儒教主義の採用を主張」したものである⁽¹⁷⁾。

このように、『幼学綱要』は、「明治天皇の命により元田（永孚）が、全国の児童に国教の本義を説いたものである」⁽¹⁶⁾。この『幼学綱要』は、明治十五（一八八二）年十二月、宮内省が、全国の地方長官に下賜し、これより四カ月後の明治十七（一八八四）年二月、文部省は、この『幼学綱要』全七巻を全国の小学校に無償配布したものである⁽¹⁸⁾。

そして、今日、この『幼学綱要』の全国の小学校への無償配布は、「これは国家主義的天皇制教育が、小学校現場にはいり始めたことを物語るものである」⁽¹⁶⁾と指摘されているところである。

第三の問題は、「職員勤仕録」の設置である。全国の小学校に初めて出勤簿、即ち「職員勤仕録」が設けられたのは、明治十七（一八八四）年四月である。「それまでは出勤簿の備え」はなく、「学校に管理職がなかったし」、「職員は至って自由に出勤し、退下していた」のである⁽¹⁶⁾。この「職員勤仕録」は、今日、「弘前図書館に明治明治十七年の和徳小学校の『職員勤仕録』が保存されているが」、それは、職員が「勤仕録に印を押し、一カ月ごとに勤務状況を調べられるようになる」⁽¹⁶⁾ている。「当時の弘前の教員にはまだまだ士族の誇りを持つ者が多く、県の（役人の）命令などおいそれとできなかつたというから」、笹森要蔵は、中津軽郡亀甲学区学務委員として、僅かに六カ月強に過ぎないが、弘前の教員の「勤怠」を監督する立場にあったのである。

第四は、弘前の教員の「小学校生徒」に対する作文教育のあり方に関する問題で、笹森要蔵は、その本意はともかくも、明治十七（一八八四）年四月の青森家県令福島九成の小学校の作文教育に関する、次のような「通達」を取り次いでいることである⁽¹⁹⁾。

「小学校生徒ニシテ人物ノ評論又ハ花月遊戯ノ文章ヲ作ルノ弊、往々有之哉ニ相聞ヘ候処、小学科作文ノ要旨ハ平易着実ヲ主トシ、口上書類、日用書類及近易ノ事実ノ記述スル文等ノ如キ、専ラ日常応用ニ慣レシムルニアリテ、徒ニ高尚ニ馳セ浮華ニ流ルハ教育上最モ戒ムベキ儀ニ候条、学校監督教授ノ任ニアルモノハ一層注意ヲ加ヘ弊害無之様、平素教導可致此旨告諭候事」⁽¹⁹⁾

青森家県令福島九成は、「小学科作文ノ要旨ハ」、「平易着実ヲ主トシ、口上書類、日用書類及近易ノ事実ノ記述スル文等ノ如キ、専ラ日常応用ニ慣レシムルニア」るので、「小学校生徒ニシテ人物ノ評論又ハ花月遊戯ノ文章ヲ作ル」ことは、「徒ニ高尚ニ馳セ浮華ニ流ル」るもので、「教育上最モ戒ムベキ」ことである、従って「学校監督教授ノ任ニアルモノハ一層注意ヲ加ヘ弊害無之様」に、「平素教導可致此旨」を「告諭」したのである⁽¹⁹⁾。

このように、青森家県令福島九成が、「小学科作文」において、「人物の評論など思想的内容の文章や」、「花月遊戯ノ文章」、即ち「月や花をうたう文学的情緒的文章を書かせてはいけなかつと告諭しているの」⁽¹⁹⁾

は、「当時青森県内の教員に自由民権の思想が支持されていた」からであり、「ことに反官僚的な弘前の教員は、反体制のはげ口として、自由民権を支持し」⁽¹⁹⁾ ていたからである。

笹森要蔵は、中津軽郡亀甲学区学務委員として「学校監督教授ノ任ニアルモノハ」、「小学校生徒」の作文教育については、「平易着実ヲ主トシ、口上書類、日用書類及近易ノ事実ノ記述スル文等ノ如キ、専ラ日常応用ニ慣レシムルニア」と考えていたのであろう。

第五は、時敏小学校の創設の問題である。この第五の時敏小学校の創設の問題は、「明治十七年五月十九日の県達『学区改正』により第二学区（土手町学区）が、学区内三校を合併して、大成小学校を創設した時」、この「大成小学校創設に刺戟され、第四学区（亀甲学区）が、学区内の亀甲小学校と盈進小学校を合併しようと計画し」⁽²⁰⁾、時敏小学校を創設したことである。

この時敏小学校の「学事上進ノ路」に、そしてその創設に関して学務委員が深く関与していることは、「時敏尋常小学校来歴調（明治二十年四月三十日）」に、中津軽郡（弘前）の「各区域（亀甲・百石町学区）ニ学務委員ヲ置キ専ラ学事ヲ督セシメタリ」⁽²¹⁾ と、次のように報じていることから知れるであろう。

「当時時敏小学校ハ旧亀甲小学校及旧盈進小学校ヲ併合シテ成立シタルモノナリ而シテ旧亀甲小学校ハ明治五年五月学制頒布ノ主旨ニ基キ同六年亀甲町ニ創立シ旧盈進小学校ハ明治十年一月百石町ニ設置ス如此校舍ニケルニアルタルヲ以テ学区其区域ヲ異ニシ随テ学資金ノ負担ス又各々異ナリタリ即チ亀甲学区ハ笹森町外十一ヶ町百石町学区ハ親方町外十ヶ町ニシテ各区域ニ学務委員ヲ置キ専ラ学事ヲ督セシメタリ明治十六年中戸長ノ配置ヲ改正セラレ同時ニ学区ノ更正アリテ東長町外廿二ヶ町ヲ以テ戸長役場ノ所轄トシ学区ハ中津軽郡第四学区ト指定セラル爾来ニ校ノ経済ヲ共通スルハ勿論学資金負担ノ区域亦広キガ故ニ昔日ニ比スレバ其ノ欠乏ヲ覚ヘサリキ此ニ於テ校名ヲ更ニ時敏小学校ト改称シタリコレ実ニ明治十八年七月ナリ」⁽²¹⁾

ここに明らかなように、「一学区ニ二校を置いて、学資金を二分するよりも、一校を設置して学資金を集中した方が、教具教材の整備ができ、学校設備の充実をみるところから、亀甲、盈進は合併に踏み切ったものである」⁽²²⁾。

この「新築の時敏小学校は数カ月を経て竣工し、明治二十一年八月六日、盛大なる開校の式を举行し」⁽²³⁾ ている。

そして『弘前市教育史上巻』の言葉を借りれば、「ここにおいて弘前内には、第一学区朝陽小学校、第二学区大成小学校、第三学区和徳小学校、第四学区時敏小学校、第五学区城西小学校と、各学区に同一規模の小学校が一校ずつ設置され、たがいに相競いながら小学校教育を推進して行く」⁽²³⁾ ことになったのである。そこに中津軽郡亀甲学区学務委員として笹森要蔵が、中津軽郡（弘前）の「学事上進ノ路」の推進にいかにな大きな役割を演じたか、容易に理解することが出来よう。

なお第この二学区大成小学校の創設に関しても、中津軽郡亀甲学区学務委員としての笹森要蔵の活動として評価する必要がある。と言うのは、今日、「大成小学校の創立は、同校沿革史によると明治十八年一月八日となっているが、実質的には明治十七年に創立発足していた（傍点筆者）」からである。第二学区大成小学校は、笹森要蔵が中津軽郡亀甲学区学務委員在任中の「明治十七年五月十九日布達の学区改正により、これまでの土手町、松森町、鍛冶町の三学区は廃止され、それらが包含されて新たに『土手町学区（第二学区）』となった」からである。そしてこの『土手町学区（第二学区）』に存在するこれまでの「蓬萊、知類、敬業の三小学校」は合併して、「新たに一校を設置することとなった」のである。この「新設小学校は、在来の三校の中央位置というので、土手町百五十七番地（現第一大成小学校敷地、現在は土手町百五十四番地の一）に設置されることになり、「校名については種々論議があったが、結局『大成』と命名されることになった」と言う⁽²⁴⁾。明治十七（一八八四）年の『青森県学事第十二年報』の「明治十七年弘前・中郡小学校一覧」に、この二学区大成小学校の設立年は、「大成小学」に関して、設立年は明治十七年、所在地（国郡町村名）は陸奥国中津軽郡弘前土手町、建築種別は木造二階、教場坪数は二三八、全学期年数は六年、訓導は男六、女教員一二、在籍生徒男四一七・女八九、学校長（首

座教員)は、和島伊八郎と記載されている。ちなみに「朝陽小学」及び「和徳小学」の設立年については、朝陽小学(所在地:陸奥国中津軽郡弘前本町)は明治六年、和徳小学は(所在地:陸奥国中津軽郡弘前和徳町)明治七年となっている⁽²⁴⁾。

多少筋道をそれたが、これまで見て来たように、中津軽郡亀甲学区学務委員笹森要蔵は、選挙で任命されているだけに、これまでの教育行政に大きな権力をふるった学区取締や強引な就学を督促する学校掛と違って、「民意に心を用い、また教員のよき相談相手となつて」、中津軽郡亀甲学区のそして青森県の「教育の進歩向上に大いに力を尽した」⁽⁷⁾ことは容易に理解されるであろう。

註

- (1) 弘前市教育史編纂委員会『弘前市教育史上巻』348頁
- (2) 弘前市教育史編纂委員会『弘前市教育史上巻』316頁
- (3) 弘前市教育史編纂委員会『弘前市教育史上巻』362頁
- (4) 弘前市教育史編纂委員会『弘前市教育史上巻』345頁
- (5) 弘前市教育史編纂委員会『弘前市教育史上巻』317頁
- (6) 弘前市教育史編纂委員会『弘前市教育史上巻』317~318頁
- (7) 弘前市教育史編纂委員会弘『弘前市教育史上巻』318頁
- (8) 弘前市教育史編纂委員会『弘前市教育史上巻』210頁
- (9) 弘前市教育史編纂委員会『弘前市教育史上巻』211頁
- (10) 弘前市教育史編纂委員会『弘前市教育史上巻』212頁
- (11) 弘前市教育史編纂委員会『弘前市教育史上巻』305~306頁
- (12) 弘前市教育史編纂委員会『弘前市教育史上巻』306頁
- (13) 弘前市教育史編纂委員会『弘前市教育史上巻』307頁
- (14) 弘前市教育史編纂委員会『弘前市教育史上巻』334頁
- (15) 弘前市教育史編纂委員会『弘前市教育史上巻』334~335頁
- (16) 弘前市教育史編纂委員会『弘前市教育史上巻』336頁
- (17) 岩波書店『広辞苑』
- (18) 弘前市教育史編纂委員会『弘前市教育史上巻』335、336頁
- (19) 弘前市教育史編纂委員会『弘前市教育史上巻』337頁
- (20) 弘前市教育史編纂委員会『弘前市教育史上巻』362~363頁
- (21) 弘前市教育史編纂委員会『弘前市教育史上巻』363頁
- (22) 弘前市教育史編纂委員会『弘前市教育史上巻』363~364頁
- (23) 弘前市教育史編纂委員会『弘前市教育史上巻』365頁
- (24) 弘前市教育史編纂委員会『弘前市教育史上巻』354、356~358頁

二 青森県弘前第五十九国立銀行取締役としての活動

笹森要蔵は、明治十七(一八八四)年十二月四日、青森県中津軽郡書記・産業係長を「依願免官」すると、明治十九(一八八六)年九月十一日、青森県弘前第五十九国立銀行の「取締役ニ当撰」(父上様御履歴)して、明治廿(一八八七)年一月五日に「取締役満期退任」する、本当に短期間であるが、弘前第五十九国立銀行の取締役に就任している。

「同十九年 九月 十一日 青森県弘前第五十九国立銀行取締役ニ当撰(父上様御履歴)」

この「父上様御履歴」に自ら筆記している笹森要蔵の第五十九国立銀行の「取締役満期退任」の日時である明治廿(一八八七)年一月五日については、笹森要蔵の第五十九国立銀行取締役の在職期間が余りにも短すぎるし、『青森銀行史』によれば、明治廿一(一八八八)年一月五日に「定例総会」が開催されているので、明治廿(一八八七)年は、明治廿一(一八八八)年の誤記か、「一」の脱落か、いづれかと思われるので、本稿では、笹森要蔵の第五十九国立銀行「取締役満期退任」の日時を、明治廿一(一八八八)年一月五日と修正して考察を加えることにしたい。

弘前第五十九国立銀行は、明治十二(一八七九)年一月二〇日、「旧藩士族層の期待を集めて発足」⁽²⁵⁾した銀行である。『青森銀行史』によれば、弘前第五十九国立銀行は、「明治政府が国立銀行をもつて殖

産資金供給の中枢にせんとはかつたのにたいし、弘前地方においては士族救済の立場から新銀行の設立が計画された」のである⁽²⁶⁾。

この間の経緯について、『新編弘前市史通史編4(近・現代1)』は、「明治新政府による旧体制改革である廃藩置県と、それに続く秩禄処分によって家禄を失った士族は、その多くがわずかばかりの金禄公債を生活の糧とするしかなく、失業状態に置かれ、深刻な経済的困窮に直面した」ので、「(明治新)政府は主務省である内務省を中心に士族授産政策を実施」し、「その(士族授産)政策の一つに銀行設立の奨励があった」⁽²⁷⁾と指摘している。この旧弘前藩の「士族授産事業としての銀行設立の奨励」に関しては、『青森銀行史』も、「旧藩士族の生活は『弘前士族は然るべき産業(養蚕製糸業、綿布製織業、製塩事業、大農場の設立等)に就きたる者なく目下の活路に苦しむ者多』」⁽²⁸⁾ かつたので、「弘前第五十九国立銀行もかような士族の授産事業の一つとして計画された」⁽²⁸⁾と記述している。このことは、明治十(一八七七)年十一月十五日、大道寺繁禎を総代として作成した「国立銀行創立社中合規則」の第一条の冒頭に、「今士族協同シテ其下賜セラルヘキ禄券(金禄公債)ヲ集メ国立銀行ヲ創立スル所以ノモノハ各其家産ヲ保全シ併セテ国是ヲ興起センコトヲ要スルナリ然リ而シテ之ヲ所置スル万一其宣ヲ失フトキハ福モ却テ禍ヒトナリ一朝家資ヲ蕩尽シテ又タ挽回スヘカラサルニ至ル故ニ諸君ト共ニ熟議ヲ遂ケ規矩ヲ嚴ニシ順序ヲ正ウシテ失敗ノ慮ナカラン事ヲ欲ス」⁽²⁹⁾とあることから容易に理解することが出来る。

かくして弘前第五十九国立銀行は、明治十二(一八七九)年一月二十日、大道寺繁禎を頭取に、芹川高正、松野幹、蒲田昌清、横島彦八を取締役に任命して開業することになる⁽³⁰⁾。『青森銀行史』に、「ここに国立銀行結社取調所は第五十九国立銀行創立事務所と衣がえし、六月一二日に株主集会を開き取締役を選挙し、大道寺繁禎、芹川高正、松野幹、蒲田昌清、横島彦八を任命、さらに大道寺繁禎を頭取に互選し、設立手続に着手した」⁽³⁰⁾とある。

ところで、この弘前第五十九国立銀行の開業に関しては、笹森要蔵は、「銀行株主」として、共同出資し参画している。「株主」は、「株式会社の株式(株券)の所有者」で、「所有株式の数に応じた権利義務を有する」⁽³¹⁾者である。笹森要蔵が、弘前第五十九国立銀行の開業に関して「銀行株主」として共同出資していることは、明治十一(一八七八)年十二月七日、大蔵省に提出した「五十九国立銀行創立証書」の第五条「当銀行株主ノ姓名住所其他並ニ各株主ノ引請タル株主ハ左ノ如シ」に、払込金額金「六百五十円」、引請株数「拾三株」、住所「青森県管下第三大区在府町六十式番」、株主姓名属族「青森県士族笹森要蔵」と記録されていることから知ることが出来る⁽³²⁾。なお弘前第五十九国立銀行の「一株」については、同三条に、「当銀行ノ資本金ハ式拾万円ニシテ五拾円ヲ以テ一株トナシ総計四千株ト定ムヘシ」とあることから、「五拾円ヲ以テ一株トナシ」⁽³³⁾ていたことが知れる。

ちなみに頭取の青森県士族大道寺繁禎は、金三千百円(払込金額)、六十式株(引請株数)を、取締役筆頭の青森県士族芹川高正は、金三千円(払込金額)、六十株(引請株数)を、青森県平民である野村治三郎は、金千円(払込金額)、式十株(引請株数)を共同出資している⁽³⁴⁾。ちなみに式十株を保有した野村治三郎は、野辺地の回船問屋である⁽³⁵⁾。

弘前第五十九国立銀行の頭取及び取締役の選出については、「第五十九国立銀行定款」の「頭取取締役撰挙ノ事」として第七条と第八条に、次のように規定されている。

「頭取取締役撰挙ノ事

第七 条

当銀行ノ取締役ハ六拾株以上ヲ所持スル株主ノ中ヨリ五人以上ヲ撰挙スヘシ(但書き略)

第八 条

取締役ノ衆議ヲ以テ其中ヨリ一人ヲ撰ミ之ヲ頭取トナスヘシ此頭取及取締役ノ在職年限、一ケ年ヲ以テ限リトスヘシ尤頭取取締役タルモノ其任ニ堪ヘサルカ或ハ取締役等ノ三分ノ二以上ノ協議ヲ以テ退任セシムルハ此例ニ非ス」⁽³⁶⁾

頭取取締役の基礎資格は、「六拾株以上ヲ所持スル」ことである。従って「拾三株」の株主である笹森要蔵が、例え、拾三株の小株主であったとしても、「銀行株主」に留まった所以であろう。

既に触れたように、笹森要蔵は、明治十九（一八八六）年九月十一日、青森県弘前第五十九国立銀行の「取締役ニ当撰」（父上様御履歴）している。

この笹森要蔵の第五十九国立銀行取締役の就任に関しては、『青森銀行史』は、明治十九（一八八六）年十一月二十八日、「また赤石行三が依願退任し笹森要蔵が取締役となつた」⁽³⁷⁾と、次のように記述している。

「(明治)一九年九月二五日、大道寺繁禎は中津軽・南津軽両郡長を拜命し取締役頭取を退任したため、取締役手塚元瑞が一時頭取代理となり、同年十一月二八日取締役兼支配人芹川高正が正式に頭取に選出された。同時に手塚元瑞が支配人兼務となり、神源治が芹川高正に代わつて取締役に就任している。また赤石行三が依願退任し笹森要蔵が取締役となつた。二〇年五月神源治が退任し高倉良蔵が取締役に就任した。」⁽³⁸⁾

ここに明らかにように、笹森要蔵は、中津軽・南津軽両郡長に転出した大道寺繁禎に代わって第五十九国立銀行頭取に就任した新体制芹川高正頭取の下で、大道寺体制下の取締役赤石行三に代わって芹川高正頭取下の取締役に選出されたのである。

第五十九国立銀行は、「『国立銀行営業満期前特別処分法』に基づき、(明治)三〇年九月一株式会社第五十九銀行として発足するまで営業を継続している」⁽²⁵⁾。『青森銀行史』によれば、第五十九国立銀行の「その業況を概観すると(Ⅰ)創業時の諸困難をのりこえ、おりからの好況を背景に業況の進展した明治一〇年代前半期、(Ⅱ)「松方デフレ」の影響にあえいでいた苦境の一〇年代後半—二〇年代前半期、(Ⅲ)経営回復に立ち向つた二〇年代後半期に大別される」⁽²⁵⁾のである。

従って、笹森要蔵が、第五十九国立銀行の「銀行株主」として、共同出資し参画していた時期は、第五十九国立銀行の「(Ⅰ)創業時の諸困難をのりこえ、おりからの好況を背景に業況の進展した明治一〇年代前半期」に、そして同行の「取締役」として活躍した時期は、「(Ⅱ)「松方デフレ」の影響にあえいでいた苦境の一〇年代後半—二〇年代前半期」に相当するであろうか。

とすれば「銀行株主」時代の笹森要蔵は、第五十九国立銀行の「銀行株主」として、「創業時の諸困難」を背負い乗り越えたことになる。この笹森要蔵が、同行の「銀行株主」として背負い乗り越えた「創業時の諸困難」について、『青森銀行史』は、「第五十九国立銀行は…旧藩士族層の期待を集めて発足したが、開業当初の業務は容易ではな⁽³⁹⁾く、「新銀行は開業後すでに一月余りを経たものの、営業は閑散で資金の運用は思うにかなせず、利益配当も期待されないありさまであつ」⁽³⁹⁾たと伝えている。そして第五十九国立銀行は、「この窮状を打開するため実価五万円程度の金禄公債証書を買入れたい、よつて現物が手にはいらなければ先物でよろしく、またその買入資金をも借用願いたいと申し出ている」⁽³⁹⁾。先物は「将来一定の時期に受け渡すべき条件で、売買契約をする銘柄」⁽³¹⁾、銘柄は「取引物件となる商品・有価証券などの特定の名称または品目」⁽³¹⁾の意である。

この「第五十九国立銀行業務がかように不振であつた原因としては、新銀行制度にたいする知識がいまだに普及せず、銀行利用者の少なかつたことに加えて、明治七年小野組破産後、三井組—三井銀行が青森地方に進出し、これに代わつて官金取扱業務を掌握し、ために後発の第五十九国立銀行の取扱範囲がきわめて限定されたこと、明治一一年一二月に発行銀行紙幣の抵当たる金禄公債証書の一部（券面額一〇万五、〇〇〇円）を上納したにもかかわらず、大蔵省からの銀行紙幣交付が一二年四月下旬まで遅れたこと…ことに銀行紙幣交付の遅れにより同行は運用資金の不足をきたし（傍点筆者）」⁽³⁹⁾たことが挙げられる。

これらの窮状を打開するために第五十九国立銀行は、『新編弘前市史通史編4（近・現代1）』の言葉を借りると、大蔵省に懇請していた「待望銀行紙幣の交付は（明治十二年）四月から交付され、五月二十七日までに資本金の八〇%に当たる一六万円が分割交付され」、「官公金の取扱いについてはこれま

で三井銀行が青森県の為替方として独占していたが、第五十九国立銀行は開業前から県下各大区長へ依頼していたため、(明治)十一年十二月には中津軽郡役所、翌十二年六月には東津軽郡・西津軽郡役所の収税金の取扱いが許可されることになった⁽⁴⁰⁾のである。更には第五十九国立銀行は、当時第一国立銀行頭取であった「渋沢栄一から銀行業務の本筋とされた青森、鱒ヶ沢の営業については、一二年七月一日に青森支店を開設し、鱒ヶ沢に臨時出張営業を開設し、これに当たった⁽⁴¹⁾」のである。

このように第五十九国立銀行は、まさに「創業時の諸困難をのりこえ、おりからの好況を背景に業況の進展した明治一〇年代前半期」であったのである。「おりからの好況」については、明治十二(一八七九)年二月二十八日付大道寺頭取・松野取締役渋沢栄一宛書簡の中に、「…旧年已來金禄公債証書御買上並相對売買等多少有之候故意外之景況を生じ商家に至り候ては惣而物品揃方宜敷輸入品々切候て京阪へ直注文に被候ものも例年より多く然共貸付を求め候者甚少なく(傍点筆者)」⁽²⁵⁾とある。

このような第五十九国立銀行の「創業時の諸困難をのりこえ、おりからの好況を背景に業況の進展」に笹森要蔵が、直接間接、「銀行株主」として大きく貢献していることは、想像に難くはない。ちなみに、第五十九国立銀行設立時の銀行株主を、「株主の族籍別内訳をみると…」、「士族は六五九名と株主総数の九四・五%を占め、その持株数は三、八九六株で株式総数の九七・四%に達する」ほど、「士族が圧倒的に多い」⁽⁴²⁾。

この第五十九国立銀行の創業時の業況の進展に大きく貢献した笹森要蔵は、先に触れたように、明治十九(一八八六)年九月十一日、青森県弘前第五十九国立銀行の「取締役ニ当撰」する。赤石行三の依願退任に伴い笹森要蔵が取締役に選任されたのである。

赤石行三(天保元：一八三〇~明治二十九：一八九六)は、『青森県人名事典』(東奥日報社)によれば津軽藩士で、「明治13年に県会議員に当選し、15年には副議長となり、その後第五十九銀行取締役支配人、弘前市収入役を歴任し、24年に市長に就任したが在職中に病没した」「第3代弘前市長」である。笹森要蔵の第五十九国立銀行取締役としての具体的実際の諸活動についての史料は、残念ながら全く残されていないが、第五十九国立銀行の頭取取締役の職責については、「第五十九国立銀行定款」の第九条、第十条、第十一条、第十二条などに、次のように規定されている⁽³⁶⁾。

「 第 九 条

頭取取締役等ハ銀行ノ事務ヲ取扱フヘキ支配人並書記方出納方計算方簿記方等の該役員ヲ撰任シ又右ノ諸役員等ノ給料ヲ取定メ銀行ノ得失ヲ考ヘ同僚ノ衆議ヲ経テ此役員等ヲ進退黜陟スルノ権アルヘシ
但頭取取締役等ハ又銀行ノ支配人以下諸役員等の職掌ヲ分課シ其身元ノ引受人を約シ過怠金ヲ予定スルノ権アルヘシ

「 第 十 条

頭取取締役等ハ又向後ノ取締役撰挙ノ法ヲ定メ此撰挙ノ衆議ニ異論起ルトキハ之ヲ裁決スヘキ裁決役ヲ取定ムルノ権アルヘシ

「 第 十 一 条

頭取取締役等ハ都テ銀行条例成規ノ旨趣ヲ遵奉シ適任ノ職務ヲ執行スルノ権アルヘシ尤条例成規ノ要旨ヲ遵奉シテ厚ク当銀行ノ便益ヲ謀リ万般ノ事務ヲ注意処分スヘシ

但シ頭取取締役等ノ失職ハ国立銀行条例中ノ罰令ニ従テ各其責ニ任スヘシ

「 第 十 二 条

頭取取締役等ハ当銀行ノ処務ニ緊要ナル申合規則ヲ議定スルノ権アルヘシ⁽³⁶⁾

頭取取締役の職務は、銀行ノ事務ヲ取扱フヘキ支配人並書記方出納方計算方簿記方等の該役員」の撰任とその進退黜陟(第九条)、「取締役撰挙ノ法」の制定ヲ(第十条)、「当銀行ノ便益ヲ謀」るための「適任ノ職務」の執行(第十一条)、「当銀行ノ処務ニ緊要ナル申合規則」の議定(第十二条)などである。

これらの頭取取締役における職務の取組みの態度について、「第五十九国立銀行創設に関し設立発起人に終始懇切な指導をあたえてきた渋沢栄一は、開業後銀行運営上の心構えについて教示をなし、士

「**族気質を擺脱すべし**」と説いている（傍点筆者）」⁽⁴²⁾。そして第五十九国立銀行頭取大道寺繫禎は、笹森要蔵に限らず取締役が、第五十九国立銀行の諸役員（行員）の職務に関して、「在弘同僚にあてた書簡」⁽⁴²⁾の中で、「口上振ヨリ応接振能々相 嗜 可申条々々々近キ例ヲ取り教諭有之」⁽⁴²⁾と、次のように書き送っていることから容易に推察することができるであろう。

「銀行ハ商業ナルハ論弁マデ無之至当ノ義ニ付、得意先ノ多ク有之候ハ繁昌ノ基ニ付、外商業同様ニ誰人モ多ク出入致シ易キ仕振ニ無之ハ相成間敷、理由ハ御承知ノ通ニ御座候得共兎角士族連中旧位置ハ依然ト存在ニ有之候間、勉強シテ士族ノ気取ハ消滅シテ、商人ノ姿ニ変更ハ不及申、口上振ヨリ応接振能々相 嗜 可申条々々々近キ例ヲ取り教諭有之又間然スルナシ。素ヨリ御両君ハ不及申諸君モ深く御呑込ニ被為在候処へ、下手ノ長文モ実ニ不入事ナカラ、尚深く御賢慮被成下度……。 (傍点筆者)」⁽⁴²⁾ 間然は、「非難すべき欠点のあるさま。かれこれ言われるすきまのあるさま」の意味である。

ところで、笹森要蔵の、明治十九（一八八六）年九月十一日、「青森県弘前五十九国立銀行取締役ニ当撰」（父上様御履歴）してから、明治廿一（一八八八）年一月五日、「取締役満期退任」するまでの約一年三ヶ月の第五十九国立銀行の活動については、『青森銀行史』に極めて僅かに数行、「笹森取締役が一時頭取代理を勤めた」と、次のようにある。

「(明治)二〇年七月芹川高正が頭取を辞任し、笹森取締役が一時頭取代理を勤めたあと、同年八月には取締役手塚元瑞が頭取に就任し、同時に神源治が三たび取締役に就任、支配人を兼務している。」⁽³⁷⁾

笹森取締役は、明治二十（一八八七）年七月、芹川高正頭取の辞任に伴い、「一時頭取代理を勤め」ている。

かくして「第五十九国立銀行の業務はいちじるしく拡張され、(明治)二七年三月黒石と五所川原、(明治)二九年一〇月田名部に出張所が開設され、また(明治)二七年四月一日三井銀行青森支店閉鎖により以後第五十九国立銀行が県下全体の官金を一手に取扱うことになった」⁽⁴³⁾のである。第五十九国立銀行の「銀行株主」として職責を果たしていた笹森要蔵の面目躍如たるものがある。

註

- (25) 青森銀行『青森銀行史』85頁
- (26) 青森銀行『青森銀行史』84頁
- (27) 席尾俊哉監修『新編弘前市史通史編4（近・現代1）』119頁
- (28) 青森銀行『青森銀行史』27頁
- (29) 青森銀行『青森銀行史』35頁
- (30) 青森銀行『青森銀行史』55頁
- (31) 岩波書店『広辞苑』
- (32) 青森銀行『青森銀行史』66頁
- (33) 青森銀行『青森銀行史』61頁
- (34) 青森銀行『青森銀行史』62、66頁
- (35) 青森銀行『青森銀行史』83頁
- (36) 青森銀行『青森銀行史』71頁
- (37) 青森銀行『青森銀行史』123頁
- (38) 青森銀行『青森銀行史』122~123頁
- (39) 青森銀行『青森銀行史』86頁
- (40) 席尾俊哉監修『新編弘前市史通史編4（近・現代1）』127頁
- (41) 青森銀行『青森銀行史』92頁
- (42) 青森銀行『青森銀行史』81頁
- (43) ※※※『弘前市史（明治・大正・昭和編）』314頁

三 弘前市第四区議員・「議長ノ職」としての活動

笹森要蔵の津軽の指導者としての活動は、この弘前市第四区議員・「議長ノ職」を以て終えることになる。明治二十二（一八八九）年二月二十日の青森県令第十四号を以て、弘前に市制が布かれ実施したのは、

明治二十二（一八八九）年四月一日である（『新編弘前市史通史編4（近・現代1）』p.211）。そして弘前市は、明治二十五（一八九二）年一月、「弘前市区会条令」を制定して、「市内ヲ五区ニ分画シテ各区ニ区会ヲ設ケ」⁽⁴⁴⁾ たのである。

この笹森要蔵が選出された「弘前市第四区」の区域は、「弘前市区会条令」第一条によれば、今、第四区のみを示すと、次のようになっている。

「第一条 弘前市小学校教育事務ノ為メ、左ノ各区ニ区会ヲ設ク、
第四区

大字下白銀町	同	親方町	同	百石町
同 百石町小路	同	一番町	同	東長町
同 元寺町	同	鉄炮 ^砲 町	同	上鞆師町
同 下鞆師町	同	元寺町小路	同	笹森町
同 長坂町	同	蔵主町	同	大浦町
同 田町	同	田茂木町	同	禰宜町
同 若堂 ^堂 町	同	小人町	同	春日町
同 馬喰町	同	亀甲町		」 ⁽⁴⁵⁾

この区会議員の選出については、「弘前市区会条令」は、第二条、第三条、第四条、第五条において、次のように規定されている。

「 第二条 区会議員ハ其区内ニ住スル市公民中ニ於テ之ヲ互撰ス、……

「 第三条 区会議員ノ定員ハ毎区十四人トス

「 第四条 議員ハ名誉議トス、其任期ハ六年トシ毎三年其半数ヲ改選ス、初回ニ於テ解任スヘキ者ハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム、退任ノ議員ハ再選セラル、コトヲ得、

「 第五条 議員中欠員アルトキハ、毎三年定期改選ノ時ニ至リ同時ニ補欠選挙ヲ行フ、……補欠議員ハ、其前任者ノ残任期間在職スルモノトス」⁽⁴⁶⁾

ここに明らかなように笹森要蔵は、第四区の其区内ニ住スル市公民中」から、十四人の区会議員の一人として当選したのである。区会議員の「任期ハ六年」の「名誉議」である。

弘前市区会の「職務権限」については、「弘前市区会条令」第十二条に、極めて詳細に次のように規定されている。

「 第十二条 区会ノ職務権限左ノ如シ、

一、歳入出予算ヲ定メ、予算外ノ支出及予算超過ノ支出ヲ認定スルコト、

二、決算報告ヲ認定スルコト、

三、法律・勅令ニ定ムルモノヲ除クノ外、使用料・手数料、区ノ負担ニ属スル市税及夫役、現品ノ賦課・徴収ノ法ヲ定ムルコト、

四、区有不動産ノ売買・交換・譲受・譲渡并質入・書入ヲ為スコト、

五、基本財産ノ処分ニ関スルコト、

六、歳入出予算ヲ以テ定ムルモノヲ除クノ外、新ニ義務ノ負担ヲ為シ及権利ノ棄却ヲ為スコト、

七、区有財産及英造物ノ管理方法ヲ定ムルコト、

八、区ノ事務ニ関シ書類及計算書ヲ検閲シ、市長ノ報告ヲ請求シテ、事務ノ管理、議決ノ施行并収入・支出ノ正否ヲ監査スルコト、

但、区会ハ区ノ公益ニ関スル事件ニ付、意見書ヲ監督官庁ニ差出スコトを得、

九、官庁ノ諮問アルトキハ、意見ヲ陳述スルコト、」⁽⁴⁷⁾

弘前市の区会議員の「任期ハ六年」である。明治二十六（一八九三）年に「弘前市第四区議員ニ当撰」した笹森要蔵は、明治二十七年一月十日には、「本会議長ニ当撰爾来現時ニ至リ区会議長ノ職ニア」って、「歳入出予算」の策定及び臨時予算の認定、決算報告の認定、「市税及夫役、現品ノ賦課・徴収ノ法」の策定、

「区有不動産ノ売買」等に関すること、「基本財産ノ処分ニ関スルコト」、区の事業の「新ニ義務ノ負担ヲ為シ及権利ノ棄却ヲ為スコト」、「区有財産及英造物ノ管理方法」の策定、「事務ノ管理、議決ノ施行并収入・支出ノ正否ヲ監査スルコト」、「区ノ公益ニ関スル事件ニ付、意見書ヲ監督官庁ニ差出スコト」、「官庁ノ諮問アルトキハ、意見ヲ陳述スルコト、」などの「職務」に全力を賭し、区会議員の任期を全うしたことは決して想像に難くはない。

笹森要蔵が、第四区の「区会議長ノ職」にあったその職責については、「弘前市区会条令」第十八条に、次のように規定されている。

「第十八条 議長ハ会議ヲ総理シ、開会・閉会并延会ヲ命ジ、議場ノ秩序ヲ保持ス、傍聴者ノ公然賛成、又ハ擯斥ヲ表シ、又ハ喧擾ヲ起ス者アルトキハ、議長ハ之ヲ議場外ニ退出セシムコトヲ得、(傍点筆者)」⁽⁴⁸⁾

笹森要蔵は、第四区「区会議長」として「議場ノ秩序ヲ保持」し、上記第十二条の「職務」を総理したのである。

この笹森要蔵の弘前市第四区議員・議長の「職務」については、その「事務ノ管理、議決ノ施行并収入・支出ノ正否ヲ監査スルコト」は、当然のことであるとしても、我々にとって最も関心の深いことは、笹森要蔵が、その職務権限として、弘前の士族層の経済的精神的零落の救済のために、「区ノ公益ニ関スル事件」及び「官庁ノ諮問アルトキハ、意見ヲ陳述」して、弘前の「士族授産」の実現をめざしていることである。

それらは、笹森要蔵の直接的な第一次の資料を未だに発見しえないのは、極めて残念なことであるが、しかしながら、それは、弘前市の士族層の経済的精神的零落の救済とその士族授産の実際について、次の明治後期の弘前市のより具体的な士族授産の実現の実際を見ることによって、容易に理解できるであろう。

その典型的事例の一つは、弘前の黒滝七郎のりんご販売の販路拡大と楠美冬次郎の共同出荷に見ることができよう。明治期の「青森県農業の中心は米であったが、販売の中心はりんごである」⁽⁴⁹⁾。「本県初のりんごの広告は、弘前の黒滝七郎によって明治二十四（一八九一）年一月の『東奥日報』に掲載され」⁽⁵⁰⁾ている。

「西洋林檎数十樽
 売捌度ニ付
 御望ノ御方ハ至急御申込被成下度此
 段公告仕候以上
 弘前市元寺町
 廿四年 黒滝七郎
 一月二十日」⁽⁴⁹⁾

この弘前の黒滝七郎のりんごの広告に見られるように、りんごの「県外一への移出もこのころから始」り、「弘前から青森を経て、海運によって函館をはじめ京浜、中京、阪神、九州と主要都市を中心に全国に販路が拡大されていった」⁽⁵¹⁾のである。そしてこのように「初期の販路拡大の担い手は、主として指導的な生産者であつたが、その中から共同販売が試みられるようになり、「明治三十三年（一九〇〇）、弘前の楠美冬次郎が、同志を集めて大阪、名古屋方面にりんごの共同出荷を行」つているのである。弘前の黒滝七郎については、寡聞にして明確ではないが、楠美冬次郎は、今日、弘前出身の「リンゴ栽培功勞の菊池楯衛の後を継いだ旧士族指導者」⁽⁵²⁾として極めて高く評価され、「ふゆじろうと呼ばれ」、「りんご産業功勞者で、りんご界では初期の指導者である」⁽⁵³⁾。『青森県人名大事典』の楠美冬次郎（文久三：一八六三～昭和九：一九三四）の項に、「中津軽郡清水村富田（弘前市）の生まれ、津軽藩士楠美晚翠（小參事）の長男。明治一三年宅地で、りんご、ぶどうを栽培、翌年同村小沢（弘前郊外）に三町（ヘクター）のりんご園を開き、本格的にりんご栽培を始めた。明治二三年、生産のりんごに『楠美』と名付け、勸業博覽会に出品したところ、二等有功賞を獲得、そのほかの品評会でも受

賞した。明治三三年菊池楯衛らと津軽産業会を設立、さらに同会員中一町（ヘクター）以上のりんご栽培者一〇で、つくった津軽果樹研究会に加わり、品種研究、鑑別、結実、樹勢の調査や他府県栽培地の視察にと、その研究意欲を大いに燃やし、明治二三年同志の人々の研究成果を、品種解説（苹果要覧）として佐藤熙との共著で発行、これが、りんご史上きわめて貴重な資料となっている⁽⁵³⁾とある。

菊池楯衛（弘化三：一八四六～大正七：一九一八）の私立農談会については、『新編弘前市史資料編4（近・現代編1）』に「津軽の物産品評会は、明治十七年（一八八四）弘前で開かれた高説の品評会に対抗して菊池楯衛らが参加する私立農談会によって開催されたのを嚆矢とする⁽⁵⁴⁾とある。そして『青森県人名大事典』（一七三頁）には、「弘前のりんご栽培功労者」菊池楯衛に関して、「自園に設けたりんご接木伝習所で指導、その技術と識見はりんごの初期時代随一とむいわれ菊池はりんご栽培の恩人といわれるようになった」とある。

このように黒滝七郎や楠美冬次郎らの「旧藩士の手によって弘前市街地に始まったりんご栽培は、資力のある地主によって郊外へ、そして病虫害を回避しながら傾斜地へと拡大し、津軽一帯を覆うほどに展開し⁽⁵⁵⁾て、今日に至っているのである。

この士族授産の実際その二として挙げることができるのは、山野茂樹や武田熊七の「養蚕業の奨励⁽⁵⁶⁾」である。

山野茂樹（文政六：一八二三～明治一五：一八八二年）は、「津軽藩士で藩校稽古館第九代並びに第一一代総司」で、「藩政時代は用人または参政で…、弘前藩庁では正少参事に任じられ改革時期に活躍…、廃藩後は専ら士族授産に尽くし、明治七年上州（群馬県）に行き養蚕を研究して帰り、蚕種を造⁽⁵⁷⁾り、「さらに同年九月、福島県から一万本の桑苗を購入し、養蚕の普及に尽力した⁽⁵⁸⁾」「士族授産の功労者⁽⁵⁹⁾」である。そして武田熊七（天保五：一八三四～明治九：一八七六）は、「弘前城下本町の豪商『金木屋』の6代目当主」で、「呉服商を営むかたわら、養蚕もおこない、特に蚕種の改良につくす」（東奥日報社『青森県人名大事典』p.396）と共に、「養蚕の普及と製糸所、絹織物工場を営み、輸出にも取り組んだ⁽⁶¹⁾」「弘前さつての豪商⁽⁶²⁾」である。今日、「製糸所、織物工場のマニファクチュア化に努め」た武田熊七の養蚕の「製品の絹織物、畦織と黄八丈は、領外でも重宝された⁽⁶²⁾」と高く評価されている。

津軽の「新しい世を切り開く」指導者

明治四十（一九〇一）年一月十四日、津軽の「新しい世を切り開く」指導者笹森要蔵は、六十四年の長きに亘るその生涯を惜しまれて逝去する。笹森要蔵のその生涯の大きな功績は、明治維新後の大改革で、津軽藩士が、津軽藩の廃藩置県、秩禄処分などで失職し困窮を余儀なくされている社会的な生活状況の中で、文字通り、津軽の指導者として、弘前のひいては青森県内の「士族層の経済的精神的零落」の救済と「士族授産」の実現をめざすことに全力を注いでいることにある。笹森要蔵は、将に「新しい世を切り開く力」を有した、と言うよりも「新しい世を切り開く力」になった津軽の知られざる指導者であったのである。

註

- (44) 尾尾俊哉監修『新編弘前市史資料編4（近・現代編1）』316,320頁
 (45) 尾尾俊哉監修『新編弘前市史資料編4（近・現代編1）』317頁
 (46) 尾尾俊哉監修『新編弘前市史資料編4（近・現代編1）』317-318頁
 (47) 尾尾俊哉監修『新編弘前市史資料編4（近・現代編1）』318-319頁
 (48) 尾尾俊哉監修『新編弘前市史資料編4（近・現代編1）』319頁
 (49) 尾尾俊哉監修『新編弘前市史資料編4（近・現代編1）』382頁
 (50) 尾尾俊哉監修『新編弘前市史資料編4（近・現代編1）』382-383頁
 (51) 尾尾俊哉監修『新編弘前市史資料編4（近・現代編1）』383頁
 (52) 東奥日報社『青森県人名大事典』212頁

- (53) 東奥日報社『青森県人名大事典』205 頁
 (54) 厩尾俊哉監修『新編弘前市史資料編4(近・現代編1)』387 頁
 (55) 厩尾俊哉監修『新編弘前市史資料編4(近・現代編1)』385 頁
 (56) 厩尾俊哉監修『新編弘前市史資料編4(近・現代編1)』386 頁
 (57) 東奥日報社『青森県人名大事典』683 頁
 (58) 厩尾俊哉監修『新編弘前市史資料編4(近・現代編1)』387 頁
 (59) 東奥日報社『青森県人名大事典』638 頁
 (60) 東奥日報社『青森県人名大事典』396 頁
 (61) 厩尾俊哉監修『新編弘前市史資料編4(近・現代編1)』386~387 頁
 (62) 東奥日報社『青森県人名大事典』396 頁

笹森要蔵の略年譜

年次	西暦	年齢	事項
天保十年	一八四二	一	一月十五日、弘前市在府町に、津軽藩士一町田専吾の三男として生まれる
元治元年	一八六四	二三	三月一日、笹森八百蔵家に養子に入る
元治二年	一八六五	二四	一月十五日、御手回壺番組(藩主の傍近く守護する)へ組入する
慶応二年	一八六六	二五	祖父笹森八百蔵の隠居に伴い家督高百石を継ぐ(家督相続)
慶応三年	一八六七	二六	若党町四九番地に居を構える 一月十四日(新暦二月十四日)、妻きゑとの間に初子卯一郎生まれる
慶応四年	一八六八	二七	九月一日、御小性(小姓)組壺番組に仰せ付けられる この年の夏に、祖父笹森八百蔵他界する
明治元年	一八六八	二七	二月一日、大間越町奉行を仰せ付けられる
明治二年	一八六九	二八	二月十五日、碓ヶ関町奉行格、兼ねて御武具奉行 五月 日、次男小七郎生まれる
明治三年	一八七〇	二九	四月一日、武庫司を務める
明治四年	一八七一	三十	七月、改革により武庫廃止、第二大隊二番小隊半隊長 四月二十四日、「東京府取締トシテ半隊副長ノ廉ヲ以テ一小隊引纏メ出京ノ上東京府第六大区五ノ小区取締」を仰せ付けられる 五月十八日、三男佐吉郎生まれる
明治七年	一八七四	三十三	十二月一日、「東京府取締御用相済テ帰県」を仰せ付けられる
明治八年	一八七五	三十四	七月十九日、第三大区五小区戸長を命ぜられる
明治九年	一八七六	三十五	九月の中ごろ、妻きゑ、三人の子を残して病死する 六月二十二日、第十五学区取締兼勤 十一月六日、「改革ニ付第三大区戸長及第十五学区取締兼職」を免ぜられる
明治十年	一八七七	三十六	奈良岡さがと再婚、 十一月二十日、長、生まれる
明治十一年	一八七八	三十七	四月五日、第十五中学区亀甲小学校一等学校掛兼学田掛 十月五日、第三大区弘前町副戸長を命ぜられる
明治十二年	一八七九	三十八	五月十八日、五男良逸生まれる
明治十三年	一八八〇	三十九	青森県中津軽郡町村聯合会議長に就任する 二月七日、国会開設東奥義塾会集議長に選出され、国会開設建白書運動の指導者として活躍する。本多庸一、今宗蔵を書紀に選出する 二月二十七日、青森県津軽五郡聯合会議員に当選及び議長に当選する

明治十四年	一八八一	四十	三月一日、青森県九等属に任ぜられる。同日、第二課勸業科担当を命ぜられる 三月二十七日、青森蓮華寺で、国会開設建白書について協議する 四月二十四日、勸業課工商掛を命ぜられる 七月十日 第二回内国勸業博覧会取調委員を命ぜられる 七月 青森県津軽五郡聯合会議長 十月二十五日、勸業課農務掛兼工商掛を命ぜられる
明治十五年	一八八二	四十一	二月二十五日、県会掛を命ぜられる 五月二十一日、青森県八等属に任ぜられる 米麦及山林競進会取調委員 一月十五日、県会掛を命ぜられる 七月二十七日、第三回繭生糸品評会委員を命ぜられる 十二月七日、勸業課地理掛兼勤を命ぜられる
明治十六年	一八八三	四十二	一月九日、県会掛命ぜられる 七月十日、依願本官、「満三年以上勤続ニ付金三十円下賜セラル」 十月四日、むつ、生まれる 十月六日、中津軽郡町村聯合会議員に当選する
明治十七年	一八八四	四十三	十一月十一日、中津軽郡亀甲学区学務委員を命ぜられる 五月二十六日、青森県中津軽郡書紀十五等相当に任ぜられる。 五月二十七日、産業掛長を命ぜられる 十二月四日、依願免官
明治十八年	一八八五	四十四	一月十日、きた、生まれる
明治十九年	一八八六	四十五	五月十八日、順造生まれる 九月十一日、青森県弘前第五十九国立銀行取締役に出選
明治二十年	一八八七	四十六	一月五日、取締役満期退任する
明治二十六年	一八九三	五十二	弘前市第四区議員に出選する
明治二十七年	一八九四	五十三	一月十日、「本会議長ニ当撰爾来現時ニ至リ区会議長ノ職ニアリ」
明治四十年	一九〇七	六十六	一月十四日、永眠する